

子どもの権利

第11号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2020年2月1日

少年法適用年齢引下げに反対する院内集会在開催されました

全面的国選付添人制度実現本部事務局長 戸田 洋平 (京都弁護士会)

2019年11月7日12時から13時まで、参議院議員会館講堂にて少年法適用年齢引下げに反対する院内集会在開催されました。この院内集会是、日弁連だけでなく約20の関係諸団体との共催で行われたもので、このような形式で行うのは2019年4月に次いで2回目となります。国会議員の方も、本人出席が15名、秘書出席が18名あり、弁護士や関連団体の方々、一般申込者等合計すると180名を超える方に参加していただきました。

主婦連合会常任幹事の河村真紀子さんからの開会挨拶に引き続き、法制審委員である山崎健一弁護士(神奈川県弁護士会)から、法制審部会における議論状況について報告がありました。山崎弁護士からは、少年法の適用年齢が引き下げられた場合に、起訴猶予となってしまう18、19歳の若年犯罪者に対して家庭裁判所が関与する「新たな処分」が議論されているが、起訴猶予となった場合のみ「新たな処分」の対象とするのでは比較的重い事件が対象外になってしまう等の問題点が指摘されており、関連団体からも数多くの反対意見、声明が出されていることが紹介されました。ただ、法制審部会の中では、年齢引き下げに正面から反対しているのは日弁連委員だけであり、問題点を認識しながら「年齢引き下げ」という結論ありきで進められているのではないかの懸念も述べられました。

引き続き、日本子ども虐待防止学会理事の川崎

二三彦さん、日本児童青年精神医学会子どもの人権と法に関する委員会担当理事の木村一優さん、NPO非行克服支援センター相談員(全司法少年法対策委員会顧問(元家庭裁判所調査官))の伊藤由紀夫さんによるリレートークがありました。少年法適用年齢が引き下げられると、虐待を受け、それを背景として非行に至ってしまった子どもたち(少年院在院者中、被虐待経験を有する子どもは約6割いるとされています)への支援が後退してしまうという観点からの川崎さんのお話、少年非行においてしばしば存在する発達障害に対する必要なアセスメントがなされなくなるという観点からの木村さんのお話、家庭裁判所の福祉的、教育的機能は少年の立ち直りにとって有益であり、このような機能を失わせるべきではないという伊藤さんのお話は、皆さん少年と身近に接する現場の方々からの声としてそれぞれ心に響くものがあり、逆に言うと現在の法制審での議論において全くと言っていいほど現場の声が届いていないと感じさせるものでした。

参加いただいた国会議員は野党議員の方が中心でしたが、それぞれ内容の濃い、熱い挨拶をいただきました。また、集会には出席していただけませんが、自民党議員の方からも応援メッセージをいただきました。地道に国会議員の方とコンタクトを取って話を聞いてもらえば、与野党問わず個々の議員の方々には十分理解してもらえます。残された時

間は決して多くないかもしれませんが、今後もこのような地道な活動を続けていくべきでしょう。

集会の最後に、被害者と司法を考える会代表の片山徒有さんから、被害者の立場から見ても少年法適用年齢引き下げに反対するという内容の閉会挨拶があり、盛況のうちに閉会となりました。

日弁連という法律家団体だけでなく、子どもに関わる様々な団体と共催してこのような院内集会在開催されたことには、大きな意味があります。院内集会在終了後の昨年12月には、「新たな処分」の適用範囲を広げようとする別案を検討することが報じられており、議論は大詰めを迎えています。日弁連としては、今後も関係する諸団体と連携して、最後まで反対運動を続けていきますので、ご理解ご協力をよろしくお願いたします。



熱心に聞き入る多数の参加者

第5回いじめ問題第三者機関委員経験交流集会的報告

子どもの権利委員会幹事 柳 優香 (福岡県弁護士会)

2019年12月4日に弁護士会館2階講堂クレオにて、第5回いじめ問題第三者機関委員経験交流集会在開催しました。全国から150名以上の参加があり、会場からも多くの質問をいただくなど大変盛況でした。

1 いじめ問題対策PTからの各報告

日弁連子どもの権利委員会いじめ問題対策PT座長の村山裕弁護士(東京弁護士会)より、いじめ防止対策推進法3年後見直しに対応した改正動向や文科省が調査した第三者機関の状況について説明がありました。法改正については、国会議員超党派の勉強会が、2019年4月に「座長試案」を出しましたが、被害者遺族等からの反発が報じられ、その後具体的な動きはありません。第三者機関については、いじめの認知件数が増加し、重大事態も増加していますが、多くは不登校事案で当該学校が調査主体となっており、第三者のみで構成された委員会は少数であることが報告されました。

また、松ヶ瀬雄太弁護士(旭川弁護士会)より、第4回集会までに整理した第三者機関をめぐる論点の説明や日弁連が公表している第三者委員推薦のためのガイドラインについて説明がありました。過去の集会的概要やガイドライン等については会員専用

ページをご覧ください。

2 調査報告書の検討結果・いじめ被害者代理人からの報告とパネルディスカッション

いじめ問題対策PTの委員より3件の自死事件の調査報告書を検討・分析した結果の報告及び、被害者代理人を多く経験している渡部吉泰弁護士(兵庫県弁護士会)より、被害者代理人から見た第三者機関の課題について報告があり、これらを受けて、パネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、いじめの定義の取扱いと事実認定、いじめと自死との関係(原因特定の要否や検討範囲など)、再発防止をめぐる問題などが議論されました。いじめの認定では、「加害者」とされた子への影響の配慮の要否・当否、「心身の苦痛」の捉え方、「被害者に寄り添う」いじめ理解について、過失による行為をどう考えるか等、各事例を通して見えてきた課題について議論がなされました。いじめを認定する際には、個々の行為を積み上げるだけではなく、その背景事情、特に子どもたちの関係性を捉えて事実認定しなければ被害者の「心身の苦痛」、いじめの本質は見えてこないこと

など重要な指摘がありました。いじめと自死との関係については、事実的因果関係を認定しているケースやいじめの影響という表現をしているケースなどがあり、調査目的や調査の限界、いじめ以外の要因がある場合などを踏まえてどこまで認定するか悩ましいケースもあることを感じました。また、調査報告書をいかし実効的な再発防止を行うために、再発防止委員会が設置された例などの報告もありました。

いじめ防止対策推進法が成立して6年以上が経ちましたが、未だ第三者機関の在り方には様々な議論があり、課題も多くあります。被害者の尊厳回復や遺族の事実を知りたいという思いに応え、再発を防止するという制度趣旨をいかすため、第三者機関の在り方について今後も検討していきたいと思ひます。



パネルディスカッションの様子